

別表第2(第3条関係)

機 械 器 具 調 書 一 覧 表

|   | 種 別       | 名 称              | 適 用        |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 管切断用機械器具  | 金切りのこ等           |            |
|   |           | 上記と同等以上の機能を有するもの |            |
| 2 | 測量用器具     | レベル              |            |
|   |           | テープ              | 長さ30m以上のもの |
|   |           | 上記と同等以上の機能を有するもの |            |
| 3 | 掘削用機械器具   | スコップ             |            |
|   |           | つるはし             |            |
|   |           | 上記と同等以上の機能を有するもの |            |
| 4 | 埋め戻し用機械器具 | タンパ              | 動力付きのもの    |
|   |           | 上記と同等以上の機能を有するもの | (手動は不可)    |
| 5 | その他       | 排水設備材料等工事に必要な器材  |            |

※ 各機械器具について、2つの名称があるものは両方が必要です。

[例]

測量用器具・・・レベルとテープ(または同等以上の機能を有するもの)の2種類が必要。

※ 審査の公平を期するため、機械器具の名称を訂正していただくことがありますのでご了承下さい。

※ 上記表の1～4の機械器具については、全部を工事店が所有していること。(リース等は不可。)